

# 離婚届の書き方とご注意 (旧機式) ※R8.4.1以降届出用

※届出日が令和8年4月1日以降の場合、親権については「別紙」を使用することもできます。「別紙」を使用せずに親権の定めをするときは、下記の「その他」欄に記入例を参考に記入する必要があります。

協議離婚の場合、成年の証人が2人必要！  
本人が必ず自筆署名してください。

<b>離婚届</b>		受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 長印
令和8年4月1日届出		送付 令和 年 月 日	査票 附票 住民票 通知
石川県加賀市長 殿		窓口または夜間窓口などへ提出する日です。	
(よみかた) 氏名 生年月日	夫 かが しょうへい 加賀 翔平 平成3年1月11日	妻 かが まお 加賀 真央 平成5年4月30日	
住所	石川県加賀市 〇〇町3番1号	石川県加賀市△△町 1丁目2番号	
本籍	石川県加賀市〇〇町3番1号		
父母及び養父母の氏名 父母との続柄	父 富山 一郎 母 加賀 愛子 養父 加賀 拓哉 養母	父 山中 慎吾 母 山中 奈央 養父 養母	
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確定		
婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		旧姓で記入
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 加賀 桜 加賀 翔	妻が親権を行う子	
同居の期間	平成29年5月から 令和6年2月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)		
別居する前の住所	石川県加賀市〇〇町3番1号		
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯		共同親権を希望するときは、夫と妻の両方に子の氏名(フルネーム)を記入してください。
夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業		
その他	親権者の定めについて真意に基づいて合意した 加賀翔平 加賀真央		
届出人署名	夫 加賀翔平	妻 加賀真央	
事件簿番号	住定年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
日中、連絡のできる番号を記入してください。		連絡先 電話 ( ) 自宅・勤務先 [ ]・携帯	

婚姻中の氏名を記入

住所変更するときは、別に住民異動届が必要です。

署名欄に押印した場合は、使用した印鑑の捺印、署名の場合はここにも署名してください。

この欄は、必ず旧姓にもどる方が記入してください。※離婚後も婚姻中の姓を名乗る場合は記入不要ですが、必ず別の届書も一緒に提出してください。

必ず本人が婚姻中の姓で自署してください。押印は任意です。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

証人	加賀太郎	金澤華子
署名 (※押印は任意)		
生年月日	昭和25年10月8日	昭和30年12月18日
住所	石川県金沢市 〇〇一丁目7番1号	石川県野々市市 ×××町8番2号
本籍	石川県加賀市 〇〇町7番	石川県金沢市 ##二丁目6番

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
(面会交流)  
取り決めでしている。  
まだ決めていない。
- 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
(養育費の分担)  
取り決めでしている。  
取決め方法：( 公正証書 それ以外 )  
まだ決めていない。

協議離婚の場合、該当する項目に☑を記入してください。  
※取り決めでしていない場合でも、受付はできます。

## ☆ 記入の際のご注意 ☆

- ※ 氏名は戸籍に記載されている文字で記入してください。
- ※ 文字は略さずに丁寧に書いてください。消えるボールペン、修正液等は使用しないでください。
- ※ 婚姻中の姓を離婚後も名乗りたい方は、別の届「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」が必要です。...
- ※ 届書の提出の際に本人確認ができなかった当事者の方には、郵送で受理したことをお知らせしています。

## ☆ 持参するもの ☆

- ◇ 提出に来た人のマイナンバーカード等の顔写真のついた本人確認書類
- ◇ 転出証明書(旧住所地から2週間以内に発行されたもの)  
\* 加賀市に転入する場合...
- ◇ マイナンバーカード(加賀市に住所のある方のみ)  
\* 離婚届により氏、住所が変更になる場合、カードに記載します。
- ◇ 離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)  
\* 婚姻中の姓を離婚後も名乗りたい方...
- ◇ 調停調書(審判書、和解調書、認諾調書、判決書等)の謄本および確定証明書(審判、判決の場合のみ)  
\* 協議離婚でない場合(調停、審判、和解、認諾、判決等による離婚)

## 時間外対応について

※ 戸籍の届出を、休日・夜間でも宿日直室(市役所東側入口からお入りください。)で受付けております。  
なお、届書に不備等があった場合、ご連絡することもありますのでご了承ください。  
また、届書を事前に確認することもできますので、確認されたい方は窓口までお越しください。  
※ 加賀市以外に提出される方は、提出される市区町村に受付時間や場所等のご確認をお願いいたします。